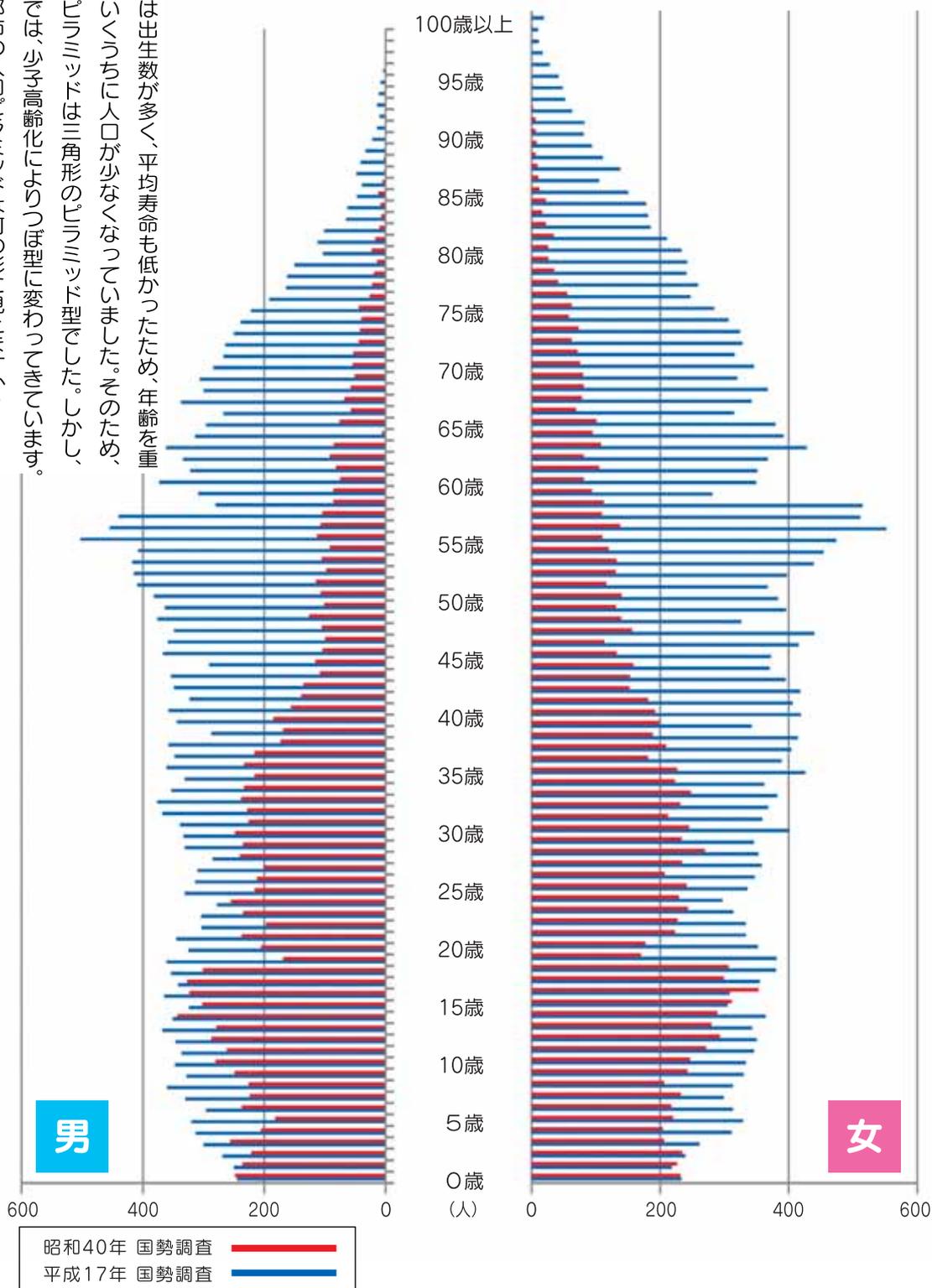




10月1日は、国勢調査。

小郡市の人口ピラミッド



昔は出生数が多く、平均寿命も低かったため、年齢を重ねていくうちに人口が少なくなっていました。そのため、人口ピラミッドは三角形のピラミッド型でした。しかし、現在では、少子高齢化によりほぼ型が変わってきています。小郡市の人口ピラミッドは何の形に見えますか？

平成22年10月1日、国勢調査が行われます。国内の人口と世帯の実態を明らかにするため、5年に一度実施される最も基本的な調査です。

調査結果からは、例えば上の人口ピラミッドのように年齢ごとの人口を集計することで、年齢構成がどのように変わってきているのかがわかります。

少子高齢化など社会の変化を数値で見ることにより、今の時代にあった施策や、未来につながる計画を立案できるのです。

より暮らしやすい小郡市の「未来」のために、あなたの「声」をお知らせください。



国勢調査とは

統計法（国などの統計調査に関する基本的な法律）で、5年ごとに行うことが定められている最も重要な統計調査です。人口減少社会となった日本の活力ある未来を描くために、国・都道府県・市区町村の行政上の基本的な資料（人口・世帯数、男女・年齢別、産業別などの人口の構造や世帯の構成・居住状況など）を得るための調査です。

国勢調査は、西暦の末尾に0が付く年には「大規模調査」として実施し、西暦の末尾に5が付く年には、調査事項の少ない「簡易調査」として実施します。

国内に住んでいる全ての人、世帯が対象です

10月1日現在、住民票の場所に関係なく、日本国内に住んでいる全ての人が対象となります。その場所に3か月以上住んでいる（住むことになっていない）人が対象になり、生まれたばかりの赤ちゃんはもちろん、3か月以上日本に住んでいる外国人も国籍に関係なく調査の対象となります。

調査項目は20項目

男女の別、出生の年月、国籍、就業状態、通勤・通学地などの世帯員一人一人について調べる15項目、世帯の種類、世帯員の数など5項目に記入していただきます。（前回「大規模調査」では、22項目だったのですが、今回は「収入」と「就業時間」の項目を削除して調査票記入の負担を軽減しています。）

ほとんどの項目はマークシート式の記入になっていますが、一部の箇所は文字を記入してもらう項目があります。

名前の項目は提出後の問い合わせのため使用します。また就業場所の記入は世帯員の就業状況を産業別で集計するためのものです。ですから氏名や企業名、仕事内容がデータとして残るものではありませんので、安心して記入をお願いします。



調査方法

調査は、調査員がそれぞれの世帯へお伺いし、調査票の配布・収集をする流れで進められます。調査票の配布は9月23日～30日、調査票の回収は10月1日～7日に行います。詳しい流れは、次ページをご覧ください。

なお、今回より調査票を郵送で提出することもできます。調査員がお伺いしたときに、調査員に提出するか郵送で提出するかをお伝えください。

国勢調査を装った『かたり調査』にご注意ください。

調査員は、「国勢調査員証」、「国勢調査従事者用腕章」、「調査書類入れ(手提げ袋)」を身につけています。不審に思われた際には、「国勢調査員証」の提示を求めてください。また、実施本部までお問い合わせください。

調査員は以下の用品を身につけてお伺いします。

調査員証をさげている青色のひものデザイン（見本）

調査員証（見本）
第 号
国勢調査員証
氏名
この者は、平成22年国勢調査の
国勢調査員であることを証明する。
任命期間 年 月 日から
年 月 日まで
総務省統計局長 印

調査員が着用している腕章（見本）

調査員が持ち歩く、手提げ袋（見本）

もれなく、重複なく調査を行うために、代表者の名字と住所をおたずねします。

調査方法が変更になりました

①調査票を郵送で提出できます

日中不在がちな世帯でも円滑に調査票を提出できるよう、調査員への提出のほか、郵送による提出もできます。（返信用封筒を同封しますので、郵便料金は不要です。）

ただし、期日までに提出がない場合は、調査員が再度伺います。

②調査票は全て封入して提出

調査にご回答いただく世帯の個人情報に配慮して、調査員に調査票を提出する場合でも、調査票は封筒に封入して提出するようになります。

③調査項目の見直しを行いました

「家計の収入の種類」、「就業時間」といった、回答しづらい調査項目は廃止しました。（調査項目に収入や所得に関する項目はありません。）

9月23日～30日

調査票を配布

調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布します。

調査員が調査のお願いにお伺いしたときに、不在であれば日を改めて再度訪問します。

国勢調査の流れ 配布～回収まで



10月1日 調査票記入

10月1日現在の状況を記入してください。

記入欄のほとんどは、数字の記入やマークを塗りつぶす方式です。

※10月1日までに調査票が届かない場合は、実施本部まで連絡をお願いします。



調査票への記入は、「調査票の記入のしかた」を参考に必ず黒鉛筆でお願いします。マジックやボールペンは使わないでください。

記入された調査票は、読取機にかけて結果を集計します。折り目以外のところで折ったり、汚したりしないようにしてください。

※調査票の記入でわからない点があったら、コールセンターにお問い合わせください。

☎0570-01-2010 (ナビダイヤル)
(9月11日～10月31日まで)

10月1日～7日

調査票回収

調査員が回収に伺います。封筒に調査票を入れ、封をして調査員に渡してください。

※調査員が封筒を開封することはありませんが、世帯の人から調査票への記入や内容の確認を依頼された場合にのみ確認することがあります。

調査員は10月7日までに会えない世帯には、『調査票の提出の確認について』を郵便受けに入れます。



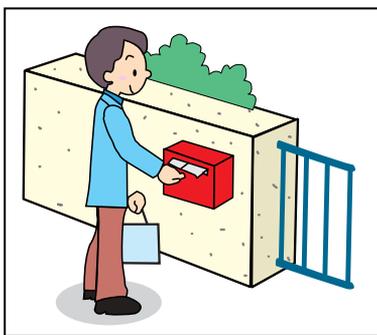
調査員の氏名や連絡先が記載された連絡メモが郵便に入っていた場合は、連絡をお願いします。

郵送で提出すると調査員に伝えた場合やどうしても調査員に渡すことができない場合は、一緒に配布した郵送提出用封筒で市役所に送付してください。(郵便料金の負担は一切ありません。)

10月22日～24日

調査票提出の確認

10月15日ごろまでに調査票を提出していない世帯へ再度訪問します。記入して調査員へ渡すか、郵送で提出してください。



何度訪問しても会えない場合、『調査票の提出の最終確認について』という案内文と調査票を郵便受けに入れますので、10月中に提出してください。調査票の提出は、統計法により国民の義務となっています。

※郵送で提出された場合、配達・整理に時間がかかる場合があります。行き違いになった場合はご容赦ください。

記入のチェック

回収した調査票は、市役所で漏れや誤りがいないかチェックし、国へ提出し、集計されます。



皆さんが記入した調査票は封入された状態で市役所に集められます。その後、指導員・実施本部で開封し、検査・審査を行います。

調査票の内容に不備などがある場合、指導員または実施本部から内容についてお尋ねすることがあります。その際には、ご協力をお願いいたします。

調査票への記入・提出は法律で定められた義務

国勢調査で国民全員の正確な回答が無かった場合、得られる統計は正しいものでは無くなってしまう。このため国勢調査ではすべての人に必ず回答してもらおうとしています。国の重要な統計調査については、調査票を記入して提出することの義務（報告義務）や報告を拒んだり虚偽の報告をしたりした場合の罰則が統計法で規定されています（第13条、第61条第1号）。

秘密は守られます

国勢調査などの国の統計調査は、統計法という法律に基づいて実施します。この法律では、調査に関わる人に守秘義務が課せられ、違反の場合、罰則（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）もあります。

また、調査票も封入（封筒に入れて提出）か郵送で提出することになります。調査票の自身は調査員も知ることができません。集計後には、調査票は溶かしてしまいますので、後から見ることができません。

記入していただいた調査票は、外部の人の目に触れないように

市役所内の鍵がかかる部屋で厳重に保管されますので、ご安心ください。

調査結果はどんなことに役立っているの？

国勢調査から得られるさまざまな統計は、国や地方公共団体で利用されることをはじめ、民間企業や研究機関でも広く利用され、国民生活に役立てられています。

国や地方公共団体での利用で代表的なものとしては、法律で定められている基準としての利用があります。

具体的には、衆議院の小選挙区の画定と比例代表区の議員定数、地方交付税の交付額の配分、都市計画の策定、過疎地域の要件などにおいて、国勢調査による人口を基準とすることが定められています。

そのほかにも、少子高齢化の将来予測や地域の人口の将来見とおし、住みよいまちづくりのための計画策定、防災計画の策定など、行政運営や計画策定の基礎データとして欠かせないものになっています。

結果はいつどのようになるの？

人口・世帯数の速報結果は、平成23年2月に総務省統計局から公表される予定です。そのほかの詳しい調査結果は、平成23年6月から順次公表されます。公表される調査結果は、インターネットや報告書でどなたでもご覧になれます。

最後に、市民の皆さんへ

国勢調査で得られた結果は国や県、市の施策に生かされますが、今ある小郡市や将来描くべき小郡市の姿にも活用されます。その結果は市民共通の財産ですので、未来の小郡市のためにご協力をよろしく願います。

お問い合わせ先

国勢調査小郡市実施本部
(総務課総務係内)

☎72・2111内線242



国勢調査

平成22年10月1日



福岡県民手帳予約申込開始

2011年版



県内の主な催しや県下全市町村の各種情報を別冊として提供。情報が見やすく、文字や予定も書きやすい手帳です。

●手帳の種類・金額

ポケット版(高さ135×幅73mm)・450円
標準版(高さ162×幅84mm)・550円
ハンドブック版(高さ210×150mm)・950円

●申込方法 電話、Eメールまたは窓口で氏名、連絡先、手帳の種類と冊数をお知らせください。

●予約申込締切 10月7日(木)

※手帳の納品は、11月下旬の予定です。手帳が届き次第ご連絡いたします。

●申込・問い合わせ先 総務課総務係

☎72-2111内線242 Eメールsomu-s@city.ogori.lg.jp

国勢調査についての情報は、こちらでもご覧いただけます

○平成22年国勢調査(統計局ホームページ)
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>

○国勢調査 e-ガイド
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>

○平成22年国勢調査キャンペーンサイト
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/special/index.htm>

○クイズ・ザ・国勢調査
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/video/chap1.htm>